

第2回消防団員の処遇等に関する検討会

令和3年2月9日

【鈴木課長補佐】

ただいまより第2回消防団員の処遇等に関する検討会を開催させていただきます。

本日は、御公務の関係上、東伊豆町長の太田委員が御欠席で、代理で東伊豆町防災課長兼防災監の竹内様に御出席をいただいております。

また、神奈川県の花田委員も御欠席でございまして、代理で、神奈川県くらし安全防災局消防保安課長の能戸様に御出席をいただいておりますが、現在、到着が遅れておりますので、神奈川県の方は、到着次第、この会議に入っていただくという形で、お二人そろわれましたら、皆様御出席という形で今回の第2回検討会を進めさせていただきたいと思います。

それでは、議事を早速始めたいと思います。

事前にお送りしました次第に従いまして今日は進めさせていただきますので、お手元の資料1-1から資料6まで、その順に進めていきたいと思います。

以降の進行につきましては、座長の室崎先生にお願いさせていただきたいと思いますので、ここから先、室崎座長、どうぞよろしくお願い申し上げます。

【室崎座長】 座長の室崎です。今日はよろしくお願いいたします。

それでは、早速、議事に入らせていただきたいと思います。

今回も議事の1番目から6番目までを通しで事務局から御説明いただいた後、残された時間、皆さん方の御意見をいただくという形にしたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

それでは、まず事務局のほうから、資料の説明をよろしくお願いいたします。

【名越室長】 地域防災室長の名越と申します。よろしくお願いいたします。

私から、2の議事(1)から(6)について、資料1から6で御説明させていただきます。

まず、資料1-1を御覧ください。これは前回の議事概要でございます。こちらにつきましては、各委員の先生方には事前に確認をお願いしておりますので、その説明につきましては割愛させていただきます。

次に、資料1-2をお願いいたします。こちらは本検討会における主な論点というものでございます。先ほどの第1回議事概要とかぶる部分がございますが、4点大きく議論された

というふうに思っております。

1は、消防団員の報酬・出勤手当をはじめとした適切な処遇のあり方。2が、広報の充実。内容としましては、周囲の理解や社会的評価の向上、社会全体で応援していこうという雰囲気づくり。3が、社会状況の変化にあわせた消防団改革。4が、従前の取組の再周知・フォローアップでございます。

検討会において、大体3月頃までをめぐり御議論いただき、その他の事項につきましては、検討会の後半で、来年度以降、4月以降に夏頃まで御議論いただくということで合意いただいたと思っております。これに沿いまして本日の資料を作成させていただいております。

資料2をお願いいたします。消防団員の処遇等に関する実態調査の調査結果概要でございます。出勤手当関連でございます。

1ページをお願いいたします。

第1回でも御説明いたしましたが、消防団員の処遇等に関し、以下のとおり実態調査を実施いたしました。本日の検討会におきましては、そのうち出勤手当に関する箇所、下の部分の赤字部分につきまして、調査結果を報告させていただきます。

2ページをお願いいたします。

2ページは、前回の第1回の検討会でもお出しした資料でございますので振り返りということになりますが、出勤手当につきましては、条例に基づきまして支給しているということになります。多くの市町村では、火災、風水害、訓練など、出勤の態様に応じて支給金額を定めております。地方交付税の算入額は1回7,000円となっております。しかしながら、風水害に限りまして、以下のとおり、支給の方法や金額については多様でございます。

また、法的な位置づけにつきましては、消防庁からお示ししました条例の例に倣いまして、一般的な費用弁償としているものと推察されるということを前回御説明申し上げました。

3ページをお願いいたします。

調査結果でございますが、出勤手当の支給単位別の平均額についてでございます。

左下の表を御覧いただきたいと思います。※1から※3のように、年額報酬と比べまして支給実態がややバラエティーがございますけれども、全ての支給単位、種別におきまして、地方交付税単価の7,000円以下となっております。

右側でございますが、1回当たりの出勤手当を7,000円以上に引き上げない理由として最も多かった回答は、「費用弁償であり、実費として7,000円もかからない」からということになっておりました。

4 ページをお願いいたします。団体規模別の平均額でございます。

出動の種別によって異なりますが、政令市でおおむね3,200円から4,000円程度、中核市で2,600円から3,100円程度、一般市で2,400円から2,800円程度、町村で2,700円から3,100円程度となっております。

5 ページをお願いいたします。条例上の位置づけでございます。

先ほども御説明いたしましたが、我々の推測どおりということになりますけれども、出動手当の条例上の位置づけにつきましては、費用弁償としている団体が1,338団体と約8割というふうになっておりまして、次いで、報酬、その他という形になっております。

6 ページでございます。出動手当の支給方法についてでございます。

以下の①から⑦を御覧いただければと思いますが、①は個人に直接支給。②が消防団。この中には分団や部などの内部組織も含みますが、団を経由して個人に支給しているもの。③が団そのもの、分団や部ということもございますが、消防団そのものに支給しているというのが③。④が①及び②の組合せ。⑤が①及び③の組合せ。⑥が②及び③の組合せ。⑦が①、②、③全てを採用しているという形になっております。

このうち全ての団員に対しまして直接支給している団体、これは①になりますが、606団体で36.0%となっております。

また、約2割の団体が、階級や基本団員・機能別団員の別など、団員の属性によりまして支給方法を分けているということでございます。これが④から⑦ということでございますが、それぞれの具体例につきましては、※1から※4に記載のとおりでございます。

7 ページをお願いいたします。団体規模別の支給方法でございます。

支給方法を団体規模別に見ますと、全ての団員に対しまして直接支給している団体、これは①でございますけれども、政令市が81%、中核市が50%、一般市が36%、町村が34.1%と、団体規模が小さくなるほど低くなっております。

他方で、出動手当を全て団に対して支給している団体、これは③になりますけれども、その割合は、御覧のとおり、団体規模が小さくなるほど高くなるという傾向にございます。

8 ページをお願いいたします。

全ての団員に対して直接支給している①の団体が606あると申し上げましたが、このうちの333団体につきましては、以前は団に支給していたということになっております。近年、直接支給への見直しが進んでおりまして、右下の図を御覧いただければと思いますが、令和元年度に77団体、令和2年度に55団体と直近2年間で合計132団体が直接支給

へ切替えを行っております。

9 ページをお願いいたします。

直接支給に切り替えた理由でございますが、「消防庁・都道府県等からの助言」を挙げる団体が最も多く 42.9%となっておりまして、次いで「市町村内部からの指摘」、「その他」、「団員からの要望」となっております。

直接支給に切り替えた際の主なメリットといたしましては、右下にいろいろございますが、会計処理の適正化や団員のモチベーションの向上などが挙げられる一方、デメリットといたしまして、事務負担の増加や運営費の減少などを挙げている団体がございました。

10 ページをお願いいたします。

個人に直接支給をしない団体に対しまして、その理由をお伺いしましたところ、「事務が煩雑化するから」ということを挙げた団体が最も多く 52.8%、次いで「その他」や「振込手数料の負担が増加するから」という形になっております。

「その他」の主な内容につきましては、この 10 ページの下半分の「その他」の主な内容を御覧いただきたいと思います。

11 ページでございます。団から個人への支給実態の把握方法でございます。

団経由で個人に支給している場合、これは 6 ページの②、④、⑥、⑦に該当しますが、そういった団体において、団から団員個人に支給をしているという実態の把握方法につきましては、「団に一任」という方法を挙げている団体が 63.3%と最も多くなっております。

また、団に支給している場合でございます。これは 6 ページの③、⑤、⑥、⑦ですけれども、団に支給するに当たって、団員個人の同意をどう取得していますかということにつきまして、「同意書・委任状等」を取っているというのが 63.3%と最も多く、次いで「団に一任」が 27.8%となっております。

資料 2 につきましては、以上でございます。

資料 3-1 につきましては、これから出動手当について議論するに当たっての前提条件としまして、消防団の役割が多様化しているということについての説明資料でございます。

こちらに書いておりますけれども、災害が多様化・大規模化する一方で、社会情勢が変化しているということで、消防団には従来の消火や救助活動に加えて、避難誘導や避難所の運営支援活動など、多様な役割が求められております。その一方で、御案内のとおり、団員が減少していることに伴いまして、消防団員一人一人の方の負担が増加しているということになっております。

特に一番下に書いておりますが、大規模災害におきまして、複数の場面で様々な役割を消防団に求められる機会が多くなるということで、活動が長期化するケースもございます。

2 ページをお願いいたします。

全ては説明いたしません、一番記憶に新しいという意味では、東日本大震災でございますが、下線部にも書いておりますけれども、非常に一般的な消防団活動以外の活動も多く、特に搜索活動が長期化したということで、団員の皆様には大きな御負担がかかったというふうに認識しております。

3 ページをお願いいたします。

定性的な議論以外に定量的にどうかということでございますが、消防団の出動回数でございます。

出動回数の総数につきましては、平成22年から令和元年までの10年間で、約1割増加しております。回数としましては7万回ほど増加しているということになっておりますが、このうち火災につきましては、予防活動やこれまでの成果が実った形で10年間で約3割減少しております。その一方で、風水害等の災害に対する出動は、10年前と比べて約2.5倍という形で、全体の数も増えておりますし、その中身を分析いたしますと、特に風水害の出動が増えているということが分かる形になっております。

4 ページ、5 ページは、最近の具体の消防団の活動をヒアリングしたものでございますので、また御覧いただければと思います。

資料3-2につきましても、これは昨年の12月でございますが、日本消防協会様の発行されておられます「日本消防」におきまして、去年の7月豪雨の災害活動報告が詳細に記載されておりましたので、こちらのほうを引用させていただくという形で資料におつけしております。またお時間のあるときに御覧いただきまして、説明につきましては割愛させていただきます。

続きまして、資料4をお願いいたします。出動手当の法的性格についてというものでございます。

先ほど資料2で申し上げましたが、実態調査結果によりますと、出動手当を支給している団体における出動手当の法的性格は、費用弁償が1,338団体で79.5%、報酬が194団体で11.5%と、費用弁償にしている団体が多くなっております。

こちらは次のページを御覧いただければと思います。

前回の第1回でもお示ししましたが、昭和40年に消防庁が全国の市町村様にお示しし

ました条例（例）で、ちょうど年額報酬が第十二条に該当するところをごさいますて、出動手当というのは法令用語ではございませんで、通称でございます。一般的に出動手当と呼ばれているものは、1回当たりの幾ら出るというものでございまして、これが第十三条で費用弁償という形で条例（例）をお示ししておりました。

1ページに戻っていただきまして、こういったことで多くの団体では費用弁償とされているのではないかと考えられます。

ただし、団体によりましては、費用弁償としつつも、一定の時間を超えるごとに一定額が加算される団体がございまして、そういったところは考え方が報酬に近いのかなというふうに思っております。そういった団体は、一番下の※印でございまして、391団体、23.2%ございまして、上の報酬ですよとしている団体と合わせますと、585団体で34.8%と約3分の1になるというふうに思っております。

2枚めくっていただきまして3ページをお願いいたします。

出動手当の額につきましては、全く定めのない団体から、1回につき1万円を超える団体もあるということで、かなりばらつきがございまして。これは大きな理由としましては、費用弁償としていることが大きな原因ではないかなというふうに思っております。

資料2でも申し上げましたが、交付税単価の7,000円以上に引き上げない理由として、「実費としてそれほどかからないため」という選択肢を選んだのは、費用弁償としている団体のうち、約34.8%となっております。

他方で、引き上げない理由といたしまして、「予算上の制約」という選択肢を選んだのが734団体、54.9%でございまして。地方自治法上は「費用弁償を受けることができる」という規定になっておりますけれども、払うということを決めつつも、予算の制約があるからということで、その金額を制限するということで、費用弁償という法的な性格に実態が伴っていないという面があるのではないかと思っております。

しかしながら、年額報酬を基本的な報酬、出動手当を出動に応じた報酬と受け止めている例も多いと思われまして、また実際に、そのような考え方に沿って出動手当をもう既に条例上、出動に応じた報酬としている団体もあるということでございまして。それが194団体、11.5%となっております。

4ページをお願いいたします。

資料3でお示しいたしましたが、災害が激甚化・多様化する中で、ちょっと細かいんですけども、出動手当の法的な性格を費用弁償のままいたしますと、消防団員の報酬は階級

ごとに一律である年額報酬のみとなります。同じ市町村内の同じ階級の団体の間におきまして、年額報酬のみとなった場合には、団体の活動や労苦に応じた報酬体系にはならないと、出ても出なくても年額報酬は同じということになりますので、必ずしも活動の実態や労苦に応じた体系にはなっていないのではないかと。

また、大規模な災害で複数の市町村にわたって被害が生じているということが一般的に生じておりますけれども、また市町村によって被害の出方には差はあるとは思いますが、同じ災害に出動しているにもかかわらず、市町村によって出動手当の額が大きく異なるということにつきましては、団員のみならず、世間一般的にはなかなか理解が難しいのではないかなというふうに思っております。

以上のことから、出動手当につきましては、費用弁償ではなく、出動に応じた報酬であると、その法的性格を見直して明確化し、団員個人に対する費用弁償は、後ほども説明いたしますが、他の制度なども参考にいたしまして、別途旅費等と整理してはどうかというふうに考えております。

5 ページをお願いいたします。

少しマニアックな論点になりますが、出動手当を出動に応じた報酬とした場合、可能性ではございますが、課税の対象となり、市町村等に源泉徴収義務が発生する可能性がございます。現在は、出動手当は費用弁償となっておりますので課税対象にはならないというふうにされておまして、年額報酬のうち5万円を超える場合のみ課税対象になるという形に今はなっておりますが、もし法的な性格を変えた場合には、ここら辺の部分が変わってくる可能性があるということには留意が必要だというふうに思っております。

資料5をお願いいたします。出動手当の額等についてでございます。

資料4で書きましたが、出動手当を費用弁償から出動に応じた報酬というふうに変える場合に、その性格は地方自治法上の報酬ということになります。真ん中に地方自治法の逐条解説も記載させていただいておりますが、報酬というものは、純粹に勤務に対する反対給付としての性格のみを持つものとされております。消防団員の役割は多岐にわたり、その活動頻度も地域の実情による差が大きいということはございますが、コアの核となる消防業務の内容につきましては、各団体により大きく異なるものではないのではないかと考えております。そのため、勤務の反対給付である報酬につきましても、費用弁償は職務の執行等に要した経費のために支給される金銭であります。そういった費用弁償とは異なり、あくまで勤務の反対給付でございますので、その内容が同程度のものであるのであれば、どの団体

においても一定水準の額が支払われるべきものではないかと考えられると思っております。

このため、出動手当の額につきましては、その法的性格を出動に応じた報酬とする場合も、基本的には各市町村等の条例や、規則は委任の場合がございますので基本は条例で定めるということになりますが、その参考となる額の目安としまして、国において金額の考え方を示すこととしてはどうかというふうに思っております。

次のページをお願いいたします。

では、金額の考え方を示す、考えるに当たって、どういうものを参考にすればいいかということでございます。

御案内のとおり、真ん中に地方公務員法を引用させていただいておりますが、消防団員は地方公務員法の第三条3項第五号で特別職非常勤というふうになっております。また、第四条で特別職の地方公務員には地方公務員法は適用しないとなっておりますので、地方公務員法の二十四条2項のいわゆる「均衡の原則」という職員の給与については、生計費や国及びほかの地方公共団体の職員、民間の従事者の給与その他の事情を考慮して定めるという、この均衡の原則は適用はされませんが、やはり類似の業務を行う国家公務員や他の地方公務員、民間労働者を参考にしようかなと思っております。

具体的には、次ページ以降で御説明いたしますが、国の職員である予備自衛官、民間の賃金を決めます最低賃金のほか、消防団員の公務災害補償等についても基礎額が定められていることから、これらが参考になるのではないかなというふうに考えております。

3ページをお願いいたします。

詳細はまた次ページ以降で個々に説明させていただいておりますが、他の公務員との比較を表にして作ったものでございます。予備自衛官、鳥獣被害対策実施隊、民生委員との比較を表しております。

予備自衛官につきましては、真ん中の赤い部分でございますが、すみません、年額報酬については①でございます。その上でございますが、年4万8,000円の予備自衛官手当が支給されているほか、訓練1回あたりは、まさしくこれが赤の部分でございますけれども、1日8,100円の訓練招集手当が支給されております。

鳥獣被害対策実施隊の職員をはじめとする非常勤特別職の地方公務員につきましては、市町村が条例で定めることになっておりまして、金額は様々でございますが、鳥獣被害対策実施隊につきましては、1回あたりゼロ円から1万円程度とかなり差があるということになっております。

4 ページをお願いいたします。

予備自衛官についてでございます。

ここに記載しておりますように、予備自衛官につきましては、他国の予備役制度に相当するものでございまして、ふだんはそれぞれの職業に従事しながら、一方で自衛官として必要な練度を維持するために訓練に応じ、また防衛招集や災害招集に応じて出頭して活動する特別職の非常勤の国家公務員となっております。防衛以外の活動であります国民保護や災害、訓練招集等は、消防団員の業務と共通する部分が多く、比較の対象になるのではないかなと考えております。

報酬につきましては、先ほど申し上げましたように、月額4,000円でございますので、1年で4万8,000円の予備自衛官手当、訓練招集に応じた際の1日当たりの8,100円の訓練招集手当が支給されております。

5 ページをお願いいたします。

このうち今回の出動手当に相当するものといいますと、訓練招集手当なのかなと思いますので、その部分を分析してみました。5 ページに書いておりますように、予備自衛官の訓練招集手当は、昭和29年に制度が制定されたわけですが、制定当初につきましては、旅費の日額ということで支給されておりました。つまり、費用弁償としての性格を持っていたということになるんですけれども、その後、実態にそぐわないということで、昭和52年に、自衛官のうち、尉官から士に至るまでの諸号俸の平均値とした算出方法に変更され、その後、数回の改定を経て、現在8,100円となっております。

真ん中の表を御覧いただければと思いますが、昭和29年ぐらいには70円程度でございましたが、昭和50年には550円まで上がっておりました。ただ、昭和50年におきましても、1日1回出たということで、550円というので、あまりにも実態にそぐわないということで、昭和52年から大幅に4,000円になっております。その後も俸給表の改定率などを勘案して、現在、8,100円になっているということで、法的性格につきまして、費用弁償から報酬のほうに変更されたということで、かなり金額が変わったということになっております。

6 ページをお願いいたします。

少しマニアックな話になってしまいますが、先ほど申し上げたのは訓練招集手当についてでございますが、それ以外の防衛招集命令や災害招集命令で招集された場合はどうなるのかということでございます。その場合には、出頭した日をもって常勤の自衛官というふう

になっております。自衛官として勤務している間には、元からいます常時勤務の自衛官と同様に、報酬ではなくて、自衛官としての俸給や手当が支給されるということになっております。

これは真ん中の条文でそういうふうになっているというものでございますが、下に書いておりますけれども、しかしながら、常勤の自衛官として俸給が払われる場合に、常に非常勤であります消防団員の出動に応じた報酬を考えるに当たって比較対象とすることは適当ではないのかなというふうに考えております。

7ページをお願いいたします。鳥獣被害対策実施隊でございます。

こちらにも鳥獣被害防止特措法に基づいて市町村が設置する組織でございます。被害防止計画に基づく鳥獣の捕獲や、防護柵の設置などの鳥獣被害対策の実践的活動を担っているものでございます。現実の生き物を相手にするということで非常に危険が伴う活動に従事することから、消防団員の比較の対象になじむのではないかなと思って調べてみたところでございます。

実施隊員につきましては、消防団員と同じく非常勤の特別職地方公務員となりまして、報酬は市町村ごとに条例で定められておりまして、基本的には日額によって金額が決まっております。

なお、年によって、また季節によって、地域等によって活動の頻度や内容にばらつきがあることから、年額報酬については設定していないケースが多いと伺っております。つまり、1日1回の手当で支給しているということが多いということになっております。

8ページをお願いいたします。民生委員でございます。

民生委員につきましては、度々消防団員と同じくボランティア的な性格が似ているというか、共通しているということで、よく言及されることもございますので、調べてみたところでございます。

民生委員につきましては、民生委員法に基づき厚生労働大臣から委嘱されました非常勤の地方公務員でございます。

2つ目の丸ですが、民生委員は、地域住民の立場から、生活や福祉に関する相談や援助活動を行い、また、児童福祉法によって「児童委員」も兼ねているということでございます。

なお、民生委員につきましては給与の支給はなく、無報酬とされておりまして、完全なボランティアとして活動しております。なお、交通費等の活動費は支給されるということになっております。

無報酬とされている理由でございますが、ちょっとマニアックな議論になりますけれども、民生委員法が昭和23年に制定されたときに、民生委員が「名誉職」とされていたことによると聞いております。当時の国会答弁によりますと、制度の本旨が篤志家の社会奉仕であり名誉職が適当であること、また、財政上の理由から有給、つまり、金銭的な支払いをする職ということは不可能だというふうにされておりました。平成12年の法律の改正によりまして、名誉職であるという文言は削除されましたが、その代わりに「給与を支給しない」との文言が追加されて現在に至っているということでございます。ということで、民生委員につきましては、報酬はなく、費用弁償のみという存在になっております。

9ページをお願いいたします。最低賃金でございます。

最低賃金につきましては、都道府県によって異なりますが、下の表も御覧いただきたいのですが、全国平均の1時間当たり平均額は902円となっております。全国の最低額は秋田県から沖縄県までの7県で792円、最高額は東京都の1,013円となっております。これに一般的な1日の労働時間である7時間45分を乗じた場合には、全国平均は6,991円、最低額は6,138円、最高額は7,851円となっております。

最低賃金制度につきましては、セーフティネットとして、労働者の生活を守る役目をしているというものでございまして、報酬の考えとは完全に一致するわけではないことには留意が必要であると考えております。つまり、先ほどの資料でも申し上げましたが、報酬は給与と異なり、いわゆる生活給たる意味を有せず、純粹に勤務に対する反対給付としての性格を持つみとされておりますので、生活給の根本をなす最低賃金制度と完全に同じように考えるということは必ずしも適当ではないということをお書きしております。

しかしながら、実際の消防団活動の出動がなければ得ることができた最低賃金相当額につきまして、出動手当の額の基準を定めるに当たって参考とすることにつきましては一定の合理性があり、目安の1つとすることは可能ではないかなというふうに考えております。

さらにマニアックな議論でございますが、公務災害補償のうち介護補償の最低補償額につきましては、家族の介護によって働けなくなったということで、もし働いていれば本来得ることができた額を補償しようということで、最低賃金の全国平均額を基礎として算出しているという、そういった例もございます。

10ページをお願いいたします。消防団員の公務災害補償の基礎額でございます。

これは前回の第1回の資料でもお示しいたしましたが、消防団員が公務中に死傷した場合に、市町村は本人または遺族に損害補償することになっております。補償の金額は政令で

基準が定められておりまして、「補償基礎額」の日額に係数を乗じた額により算出されます。

補償基礎額は、11ページをお願いしたいと思いますが、階級や勤務年数によって違いはございますが、最低額を8,900円とし、最高額は1万4,200円まで、この表のとおり区分された額で定められております。

この最低額、最高額は、国家公務員の警察などの公安職俸給表から算出されておりまして、警察官の職務に協力・援助した者への災害給付額の給付基礎額と同額になっているということでございます。

12ページをお願いいたします。

予備自衛官や最低賃金等についていろいろ調べてまいりましたが、この中で参考となると思われる金額は、以下の表のとおりではないかなと考えております。

おさらいになりますが、予備自衛官の訓練招集手当は1日当たり8,100円、最低賃金につきましては、全国平均が6,991円、公務災害補償の補償基礎額は8,900円となっております。

災害、具体的には火災や風水害等に係る出勤につきましては、災害の規模等により1回当たりの出勤時間が異なるのではないかなと思っております。しかしながら、ほかの活動の例えば警戒や訓練に比較して活動時間が長くなるケースがよくあるというふうに思っております。また、自然災害等が相手になりますので、事前に活動時間を予測することがなかなか難しいという面がございますので、こういったことを考慮いたしまして、1回の出勤はイコール1日とみなし、上記の額を参考にして、1回当たり7,000円程度を支払うべき標準的な額と定めてはどうかというふうに考えております。

なお、1回イコール1日としたのは、下にも書いておりますが、地方自治法の第二百三条の二第二項の規定によりまして、非常勤の職員の報酬は、原則として勤務日数によって支給される、これを参考にしたものでございます。

13ページでございます。

その一方で、先ほどは火災や風水害などの実災害のお話をいたしましたが、出勤の態様は様々であるということでございます。業務の負荷や活動時間等を勘案して金額を定めることもあるのではないかなと考えております。

必ずしもこうすべきだという趣旨ではございませんが、例えば、火災のうち放水がない場合の出勤手当につきましては、業務の負荷や活動時間等を勘案いたしまして、通常の出勤に対する出勤手当の額と均衡の取れた額を、各市町村等において実態を踏まえて定めること

も考えられるのではないかと思います。

具体的には、火災のうち放水がない場合には、活動内容が比較的容易で、活動時間も短いことから、災害時の半額としている団体がそれなりにございます。そういったものを参考にいたしますと、1回当たり7,000円の半分の3,500円程度とすることも考えられるのではないかなと考えております。

また、災害時以外の出動であります訓練や警戒等につきましては、例えば平日の夕方以降にやる場合には活動時間が短いことが多いのではないかと思いますし、また、災害対応と違いまして、開始時刻や終了時刻が事前に分かっているということで、活動時間も自動的にそこから分かるということで、予定が立てやすい面があるのかなと思っております。

また、訓練や警戒も非常に大変な部分もあると思いますが、やはり実災害の出動に比べますと、危険性が比較的低いということを勘案いたしますと、災害時の出動に関する出動手当の額と均衡の取れた額を、各市町村等において実態を踏まえて定めることも考えられるのではないかなというふうに思っております。

具体的な例といたしましては、訓練・警戒等につきましては、活動時間が二、三時間が多いということであれば、例えば1回当たり2,000円から2,500円程度と定めることも考えられるというふうに思っております。

資料5につきましては、以上でございます。

資料6をお願いいたします。出動手当の支給方法についてでございます。

ちょっと戻りますけれども、資料2の6ページにも書いておりましたが、全ての団員に対しまして出動手当を直接支給している団体は36.0%でございました。今までも直接支給が原則とされておりまして、これは※印が2つありますので御覧いただきたいのですが、平成20年の通知や平成30年の通知で、本人に直接支給をしてくださいというふうに書いております。

と申しますのも、2つ目の※ですけれども、先ほどもお話がありましたが、消防団員は特別職の非常勤の公務員でございますので、地方公務員法は適用されないものの、同法二十五条第二項の「直接払いの原則」を参考にするのがいいのではないかとということで、これまでも度々直接支給を原則とするというふうにお話ししているところでございます。

資料2でもお示ししましたように、近年、団員個人に確実に支払われて、支給事務の透明性を図ることができる、団員の士気向上につながるといった理由で、直接支給への見直しが進んでいるところでございます。

資料4や5でお示ししましたように、費用弁償ではなく、出動手当の法的性格を出動に応じた報酬と変える。さらに、報酬にしたことで金額も引き上げるということなのであれば、なおさら、例えば団に支給している③のような支給方法から個人への直接支給を徹底すべきではないかなというふうに思っております。

また、団経由で個人に支給するケースにつきましても、これは資料2の6ページの②でございますが、透明性の観点から、①の個人に直接支給という方法に移行すべきではないかというふうに思っております。

また、資料2の6ページの④から⑦でございましたが、一部の団員のみ個人に直接支給したり、その他の団員については団に支給するというようなケースもございますが、やはりこれは団員間の公平性の観点から、扱いを統一し、個人への直接支給をすべきではないかというふうに考えております。

すみません。駆け足になりましたが、私からの資料の説明は以上でございます。よろしく御討論お願いいたします。

【室崎座長】 どうもありがとうございました。

それでは、ただいまの御報告について、御意見を伺いたいと思います。

最初に、今日の議論の位置づけみたいなことを私から簡単にコメントさせていただきます。

それは、最初のほうで資料1－2というもので、この検討会が前半と後半と課題が少し異にしている。前半の3月頃までに消防団員の報酬だとか出動手当等の処遇の在り方を検討する。それから、4月以降になるんでしょうか、夏頃まで、今度は広報の在り方だとか、消防団の改革の方向みたいなものを議論するということになっております。

今日は、まさにその前半部の報酬、出動手当の在り方についての基本的な考え方を皆さんの御意見の中で方向づけをさせていただいて、多分、次の検討会で骨子を定めるということになるんだろうというふうに思っております。

ということで、今、全体としては、出動手当の法的な性格をどうするのか。それから、出動手当の額をどうするのか。3番目には、出動手当の支給方法をどうするのかということで、詳しい御説明がございました。その中で消防庁としての御意向も示されているように思いますので、消防庁の御意向に対する意見、質問も含めてお出しいただければありがたいなというふうに思っておりますので、よろしくお願いいたします。

前回と同様、どなたからでも遠慮なく御発言いただきたいと思いますので、よろしくお願

いいいたします。

【太田委員（代理：竹内防災課長兼防災監）】 すみません。座長、全国町村会の代理で出席しています東伊豆町の防災課長の竹内ですが、よろしいでしょうか。

【室崎座長】 はい、竹内さん、よろしくお願いします。

【太田委員（代理：竹内防災課長兼防災監）】 今回、報酬のことで話合いをすることになっていますので、本町でやっている中で、今回の資料について意見をさせていただければと思っています。

まず、報酬・手当の増額につきましては、予算上の制約でいかないというアンケート調査があったということになりますが、この原因は、本町もそうですが、交付税への算入ということで、明確に報酬が、その額が入っているかどうかということで、財政当局との折衝の中でなかなか満額を支給できないというところがあるものですから、その辺を拡充していただく、何かほかの方法で市町への支給をしていただけると、その基準額の3万6,500円というのは確保できるのではないかと思いますので、その辺の見直しと、市町への支給の見直しを図っていただければと思います。

それと、本町の個人への支給につきましては、消防の広域化に伴いまして、たまたま町の防災課に事務が来たものですから、その中で報酬の趣旨等を踏まえ、今までは消防団の分団への支給になっていましたが、それはいかがなものかということで、段階的に見直しをして、昨年度から、個人への支給となっております。これについてはいろいろ話がありましたが、当然それについては理解をいただいております。

支給事務につきましては、当然、事務量が増えます。それについては、事務量のある程度抑えるように、消防団本部との話合い、分団長との話合いを持ちまして、なるべく事務員の負担にならないような、今、取扱いをしています。本町はそれほど団員が多くないものですから、その辺は団員を多く抱える市町村とはちょっと異なると思っております。

個人払いによる分団の運営費の話がアンケートの中でも大分苦しくなるということがありましたが、本町につきましては、その運営費というのはどういうものがあるのかというのを精査して、消防団の維持管理等に係るものについては、市町村が当然それは負担すべきという観点の中でやっておりまして、個人に払うものについては、当然、年額報酬、それから出動手当等で賄えているのかということで、その辺については町が負担しないという中で、今、消防団のほうでやっていただいています。

個人への支給については、多く見直しをしていただいた中で、先ほど言いましたように、

国からの支給について、各市町村への配分について明確なものをやっていただければ、今の単価で、本町としては十分だという話は団員のほうからも聞いていますので、とにかくその辺のところを拡充していただければというふうに私は思っております。

以上です。

【室崎座長】 どうもありがとうございました。

支給方法の個人に支給するということでは、事務の負担は少しあるけれども、きちんとその方向で今進めているという御意見だったと思いますが、額について言うと、私もあまり国の財政は詳しくないんですが、交付税措置で下りてきていて、一応、国から出るときには単価が決まっているんだけれども、自治体に入ってしまうと、それがそのまま消防団に来るわけではなくて、そこが大変なので、確実に消防団に来るような手立てを考えてほしい、そういうふうに理解してよろしいでしょうか。

【太田委員（代理：竹内防災課長兼防災監）】 はい、その内容で結構です。

【室崎座長】 どうもありがとうございました。

では、続いて、どなたからでも遠慮なく御意見をいただければと思います。いかがでしょうか。

まだ消防庁の方の御提案が決まったわけでもございませんので、反論も含めて自由に意見を出していただければありがたいと思います。いかがでしょうか。

まず、現場に近いところの方から御意見をいただければありがたいと思うんですけれども。

【石橋委員】 石橋でございますけれども、よろしいでしょうか。

【室崎座長】 石橋さんですね。はい、よろしくお願いします。

【石橋委員】 今の財源につきまして、前回もちょっと申し上げたと思うんですけれども、交付税で頂けるのはありがたいんですけれども、25年度の消防団を中核とした法律ができたおかげで、幾らかそういう面が明るくなったんですけれども、まだまだ交付税が今これだけ、先生が言ったように、市に入りますと、どうしてもそのお金がどこにいくか分からないというようなことでありますので、我々消防団といたしましては、できるならば交付税の中の特定財源ということで、消防のお金はこれだというようなことをやっていただくと、我々も、また消防に携わる消防局においても、事業がやりやすくなるのかなというふうに思っているところでございます。

手当につきましては、いろいろございますけれども、千葉市の場合は、もう既に個人払い

でやっている。ただ1つ非常に厳しいのが、団の運営費というやつが決まっておりますので、それぞれ会計年度の終わりのときにこの処理が非常に難しいというような、厳しいというような状況の中であると思います。ですから、財源的に、もう1回申し上げさせていたくならば、交付税を消防の特定財源ということでやっていただければ、予算措置をするときにも財政当局と交渉をしやすくなるのかなと。そうしますと、我々消防団におきましても、財源措置したから、もう少し頑張ってくれと、入ってくれという勧め方ができるのかなというふうに思ったところでございます。よろしくお願いいたします。

【室崎座長】 どうもありがとうございました。

まさに財源の出どころの問題はとても大きいと思いますので、今後の検討課題というか、消防庁のほうでも、消防庁の力だけではそういう方向にいけるかどうか分かりませんが、努力をするということだろうというふうに思っています。

それから、団の運営費の問題を、これは先ほど竹内さんも言われましたけれども、非常に公共性のあるというか、団の機材の整備をしたりだとか、団としての必要な経費はやはり行政が出す。だけど、一方で言うと、団員の交流会だとかに即したものは団員が今度は頂いた報酬から会費として出すとかという、その行政の出す部分と団員の出す部分は、多分区別しないといけないだろうと。だけど、なるべく、やはり消防団の活動を活性化していこうと思ったら、その運営については行政が努力をしてしっかりサポートするというような考え方も要るように思いますので、この辺りも検討課題だと思います。どうもありがとうございました。

【石橋委員】 お願いいたします。

【室崎座長】 そのほか、いかがでしょうか。

【重川委員】 室崎先生、よろしいでしょうか。

【室崎座長】 どうぞ、遠慮なくよろしくお願いいたします。

【重川委員】 消防庁さんのほうで出されていたもの以外に、ちょっと私が気になったのは、大規模災害のときのことなんです。大規模災害時というのは、予備自衛官と違って消防団員自身が被災者なんです。それで、自らの仕事、もちろん休業補償などありませんし、家の片づけだ何だも一切できない中で活動される。それと、今回の提案で、1回の出動を1日とみなしてという、私もそれは大賛成なんです。逆に大規模災害時には切れ目なく1週間、2週間、3週間とずっと続くんですね。そうなったときに、すごく機械的に1日を1回として計算を実際にできるかどうかということと、もう1つは、大規模災害時には活動の内

容が非常に多様化します。例えば、高層マンションの上の階まで水を運んだりとか、あるいは、御遺体を火葬場まで毎日毎日搬送するとか、本来の消防とか、救助・救急とか、警戒とか、本来の消防、消防団員業務ではないものが非常にたくさん発生してくる。それに対する肉体的・精神的な負荷というのはとても大きいものがあります。ですから、日常的な出動、警戒訓練と、やっぱり大規模災害時もきちんとフォローできるようにというところを少し御検討いただけると、すごくありがたいなというふうに思います。

以上です。

【室崎座長】 どうもありがとうございます。とても貴重な御意見をいただいたと思います。

だから、大規模災害時の報酬なり、出動手当の考え方みたいなものは、きちんと整理しないと、この今出されている考え方では対応できないということはおっしゃるとおりだと思います。非常にエンドレスでとても危険な災害に出動していかざるを得ないので、だから、そのときは本当に大規模災害特別手当みたいなものが要るのかもしれないので、その辺りは、とても大切な重要課題ということなので、事務局で御検討いただければありがたいのかなというふうに思っています。

【名越室長】 座長、よろしいでしょうか。

【室崎座長】 はい、どうぞ、よろしくお願いします。

【名越室長】 消防庁の名越でございます。

今の重川先生の御指摘は非常に重要だなと思っておりまして、東日本大震災のときに非常に活動が長期間にわたって、団員さんの肉体的、また精神的な疲労というか、負荷が大きかったということで、団体によっては、本則で幾らと決めていても、後で条例改正をして、遡りになりますが、東日本大震災時の活動につきましては、後で手当を倍にするというようなことをやった団体がございました。具体的には、私も出向しておりました岩手県の宮古市などがそうだったんですけれども、そういったことで、法的な性格は費用弁償という形ではございましたけれども、業務の負荷を鑑みて手当の額を増やすということにつきましては、仮に出動手当が報酬ということになっても、考え方については基本的な部分なのかなと思いますので、今、重川先生から御指摘のあった点につきましては、庁内で検討して、また考え方を示させていただければなというふうに思っております。

以上です。

【室崎座長】 どうもありがとうございます。

ぜひそれは御検討いただければというふうに思いますので、よろしくお願いいたします。

それでは、現場サイドからということで、御発言いただいていない安達さんとか、いかがでしょうか。

【小出委員】 市原市長の小出ですけれども。

【室崎座長】 小出さん。はい、どうぞ。よろしくお願いします。

【小出委員】 すみません。機械の調子が悪くて、途中が全く聞こえていなかったものから、お話をするのがちょっと狂ってしてしまうかもしれませんけれども……。

【室崎座長】 御自由に御発言いただいたらいいと思いますので。

【小出委員】 ありがとうございます。団員の納得感を考えると、まず報酬ということにつきましては、市原市は今、費用弁償という形でやらせていただいておりますけれども、これは団員が納得感が得られるということを考えますと、報酬でよろしいかというふうに思っております。

それで、今度は額の話なんですけれども、7,000円程度というお話だったと思うんですけれども、方向性とするのでよいのかなと思うんですけれども、法的性格を報酬とした場合に、消防団員の報酬が5万円以上となる、こうなると、課税対象になることを踏まえますと、昨今の消防団員の不足状況も勘案しまして、8,000円程度とすることも考えられるのではないかというふうにも思っております。

いずれにいたしましても、処遇改善に伴う財政措置、皆さんのほうから出ていると思いますけれども、これについてはぜひ頑張りたいというふうに思っております。

特に市原市の場合は、臨海部に大規模なコンビナートを抱えておりますので、出動の対応につきましては、地域によって様々な状況があるというふうに思っております。業務の負荷や活動時間等が自治体によって様々であるということをよく踏まえていただき、御検討いただければというふうに思っております。

それと、現在の市原市なんですけれども、火災等の災害におきましては、4時間を超える出動になる場合は、既に7,000円の支給をしております。4時間未満の場合は3,500円、訓練等につきましては1回2,200円としており、これは業務の内容などを勘案したものとしておりますことから、現状の説明に対して賛成をするものであります。

ただ、市町村間で報酬差が大きく出ないようにするためにも、国において標準的な額、その金額の考え方について、ぜひお示しいただきたいと思います。

それと最後に、個人支給ということなんですけれども、市原市においては平成25年4月

から個人支給に取り組んでおりますので、現在では全団員の個人口座へ振込を行っております。これについても、団員の士気向上などの観点から、個人支給にすべきだと考えております。

以上でございます。

【室崎座長】 どうもありがとうございました。

基本的には、おおむね消防庁の御提案に賛同していただくような御発言だったと思います。特に活動の内容、時間の長短において少し報酬単価を変えていくという御提案などは、市原市がもう既にやられているということだと思っておりますので、少し活動の激しさ、時間に応じた考え方を取り入れるということもとても大切なポイントだと思います。

ただ、最初に言われた部分、7,000円でいいんだけど、税金がかかってくるおそれがある、じゃあ、その税金対策をどうするのかということで、御提案は税金で引かれる部分を含めて配るということで、7,000円ではなくて8,000円ぐらい配ったらどうかという御提案ですけれども、これはちょっと税務当局との関わり合いがあるんですけれども、消防に限らないかもしれませんけれども、極めて社会的な活動をしている特殊性に鑑みて、課税をしないというような措置ができるのかどうかというようなことも多分あるかとも思いますので、税金の部分に対してどう取り組んでいくのか、どう考えるのかということも宿題にさせていただければいいのではないかなというふうに思います。どうもありがとうございます。

【小出委員】 ありがとうございます。よろしくお願いいたします。

【安達委員】 すみません。安達です。発言、いいでしょうか。

【室崎座長】 よろしく願いします。

【安達委員】 団員報酬についてですが、年額で支給されているわけですが、この額については、私の鳥取市では消防庁が示す金額と同等のようなので、基本的には気にしておりません。ただ、個人に入るのか、各分団に入るのかという問題については、それぞれの選択であるのではないかと考えております。

次に、出動手当についてですけれども、内容的にはやはり費用弁償であると感じております。私の鳥取市では少し少ないようですが、このことについても私は不満に感じていることはありません。消防団員はボランティア活動の一部と感じております。ただ、少し極端に今少ない自治体においては、やはり改正すべきかなというふうに思っております。

報酬は、出動手当についても私の鳥取市の女性消防団は、各個人に支給されているわけで

すが、やはり男性は、各個人ではなく分団のほうに今入っている状況にあります。ただ、先ほどの資料の中でもありましたけれども、鳥取市もやはり各個人に直接支給をしてはどうかというふうに、感じました。鳥取市においても改正すべき点の1つと考えています。

報酬が全く渡らないという分団も鳥取市のほうではあるようです。ただ、これは分団運営費や、資機材購入費に使われているようです。こうした事情は各分団でもかなり違いがあるようです。行政的に見れば、やはり地方交付税だけで養っていけば問題ないでしょうが、やはり予算的には難しいかなというふうに思っておるところです。

以上です。

【室崎座長】 どうもありがとうございました。

支給方法については、1つの方向性として、個人に対する支給を原則にして対応していくということでは御賛同いただいたのだろと思うんですけども、前半の御意見は、これは反対意見ではなくて、むしろ消防団の原点に関わるボランティアでやっているんだから、どう言ったらいいんですかね、必要最低、かかった費用は頂くけれども、それ以上あまり多くを求める必要はないのではないかと、そういうニュアンスですよ。

【安達委員】 はい、そうです。

【室崎座長】 それが要するに、実費弁償か報酬かというところの線引きの仕方をどうするのかというところの御意見だったと思いますので、それとても大切な意見だと思いますので、参考にさせていただこうと思っております。どうもありがとうございました。

【安達委員】 よろしくお願ひします。

【室崎座長】 そのほか、いかがでしょうか。

【秋本委員】 よろしいでしょうか、秋本ですけれども。

【室崎座長】 はい、どうぞ、よろしくお願ひします。いらいらされていたか分からないですけども、遠慮なく御意見をください。

【秋本委員】 日本消防協会の秋本ですけれども、最初に申し上げたいのは、先ほど御説明いただいていた資料、これ、取りまとめるのは消防庁の皆さん、大変だったろうと思うんですが、全市町村について、消防団員に対する報酬、費用弁償、出動手当の実態を調査していただいた。その結果、御説明いただきました中身についても、いろいろな支給水準とといったようなことについても参考になるものがございましたし、また同時に、費用弁償ということではなくて、出動手当、報酬として性格づけを明確にしようではないかというお話も、これは消防庁としては本当に思い切った御発言だったと思うんですけども、そのような

ことまで踏み込んでお話をいただきましたことについて、まずお礼を申し上げたいと思います。

基本的には、消防庁のおっしゃっていることで、私もそれでいいのではないかなと思うんですけれども、私もこれからまた費用弁償ではなくて報酬ということになると、先ほどから所得ということになるぞというようなお話もありましたが、そういったようなことも含めて、消防団の皆さんの御意見をまたさらにいろいろな機会に伺っていきたいと思いますが、私は基本的には、今日お話があったようなことでいいのではないかと思います。

消防団にお入りになっている方は、いろいろな方とお話をしておりますと、これで大変お金をというようなことを思っている方はまずいないというか、しかし、報酬とか手当とかというものの中で、消防団活動に対する評価とか、よくやってくれているとか、そんなような気持ちが籠もっているということがあると、皆さん、うれしくなる、また頑張るぞ、そうやって頑張っておられると、消防団に入ってみようかという方がだんだん増えてくるといふことにもつながってくるだろうと思います。

今日は、費用弁償ではなくて出動手当、報酬ということにはっきりしたらどうか。今日もいろいろお話がございましたけれども、活動の実態が様々、幅が広がっている。それに応じて出動手当に差をつけているという事例はもうかなりたくさんあるんですけれども、これを今日のようなお話でいきましたら、もっとはっきりとできるという形になってくる。ということは、これから先のいろいろな手当の組み立て方にもつながってくるということで、前進ということではないかと思います。

今日お話がありました中で、財源の問題がいろいろございました。確かに市町村にとっては、こういうふうにした場合に、大体どういう負担になってくるのだろうか、そしてそれについての財源はどうなってくるのだろうかというのは、正直なところ大きな問題ではないかと思いますが、今日はなかなか具体的なお話までは難しいかもしれませんが、その辺につきましても、ひとつお考えいただきましたらありがたいと思います。

それからまた、直接交付ということのお話もございましたが、結局いろいろなお話の中にあるのは、やっぱり消防団の報酬とか手当といっても、実はそれが消防団の運営費のほうに消えていってしまっているのではないかということの心配があったようですので、その辺につきましても、消防団運営費については、きちんとした予算といったようなこと、そういったことも併せてこれから進めていただくことになるのではないかと思います。

あまり長くなるといけませんので、この程度でやめさせていただきます。よろしくどうぞ

お願いいたします。

【室崎座長】 どうもありがとうございました。貴重な御意見をいただきました。

後半のほうに話されていたことと、先ほどの安達さんの御意見と少し関連するんですけれども、ちょっと私の意見もそれに重ねて申し上げますと、僕、この消防団の報酬というか、手当を上げるというのは、消防団員側からの意見としてよりは、社会からの意見として出てきているように思うんですね。非常に貴重な大切な活動をされていることに対する社会の感謝の気持ちということではないですけども、社会的評価として、やっぱりしかるべきお手当を出すというのが本来の在り方ではないかというふうに思っていますので、消防団員が上げてくれという話よりは、僕などは多くの人たちに消防団にどんどん加わっていただきたいと、それなりの社会的貢献に見合ったような待遇がないと、やっぱり若い人は入ってくれないのではないかとということもあるので、社会の側というか、消防団の外にいる者から、この額をどう考えるかという視点も多分必要なような気がいたしますので、その辺りも含めて額の話を考えていかないといけない。そういう意味で言うと、7,000円では足りないのではないかとこのような気も私はします。ただ、それは言うは易くなので、2番目の秋本さんが言われた論点は、そうは言うものの、自治体財政が非常に逼迫しているので、自治体財政として、どういうようにすれば自治体に大きな負担をかけずに済むのかという、そのリアリティも考えておかないといけないよという御指摘もございますので、その辺りも含めて、さらに検討いただければありがたいのかというふうに思っております。どうもありがとうございました。

それでは、そのほか、まだ御発言いただいていない荻澤さんとか、山内さん、おられましたら、御意見をよろしくお願いします。

【山内委員】 山内です。

【室崎座長】 山内さん、よろしくお願いします。

【山内委員】 京都市消防局長の山内です。

多くの方が既に意見を言っておられまして、同感する部分もたくさんありますので、その中で私なりの意見を述べさせていただきます。

【室崎座長】 はい、どうぞ、お願いします。

【山内委員】

まず、手当そのものと運営費、大きく2つ、それについて私なりの意見を述べさせていただきます。

資料４の２ページにありました条例（例）の内容、十二条、十三条を見せていただきました。私も最初は報酬と費用弁償の間に新しい条ができて、出動手当というのができるのかなと思っていましたけれども、分かりやすさで言いますと、報酬に入れてやるのであれば、報酬というのは基本的に非常勤の方の給料見合いで払っているところがありますので、条の中での項を分けるとかして明確にしていいただいたら分かりやすい。

費用弁償のほうは、職務の執行に応じた費用ということで旅費等にあるんですけれども、この資料５にあります出動の１２ページにあります１日１回というのは、非常に微妙でして、現実的に消防団は日に２回出動をすることもありまして、それを１日、日給当たりとしてやるのがいいのかという議論の検討はして、それでも分かりやすいので、何回出動しても１日１回とするほうがいいというのは、議論の上で整理をしていただいたらと思っております。

また、消防庁のほうで（案）②として、Ｐ１３でいただきました、これは例でおっしゃっているので例えばということだと思いますけれども、放水がある、ないというのは現場ではあまり重視しなくて、各隊というのは水利部署をしてホースラインを伸ばして、放水する、しないというのは結果でありますし、口数がそろっても放水する団というのは一部だけの場合もありますし、それまでも大変やということがありますし、住宅の火災警報機も充実して小規模で終わっている場合もありますので、放水あるなしでやりますと、非常に現場が混乱するだろうなというふうに思いまして、放水すれば手当が上がるというのは、現場の活動からすると、ちょっといかがかなと思います。むしろ７，０００円というのがありますが、京都の場合は、時間を分けまして、１時間、３時間、５時間以上で分けているんですけれども、細か過ぎるというのであれば、１時間未満は半額で、１時間以上は全額とか、分かりやすくすれば、先ほど、予算の関係上、厳しい、あるいは実費としてかからないことに対しては、全て７，０００円にするよりも、現実的で、各市町が対応しやすいのではないかと。

それから、１３ページにあります訓練・警戒、災害警備とかも出てもらっていますし、実際、消防団の皆さんは、先ほどありました消防団の活動は基本的に変わらないということについては、つまりは、従前の消火活動中心ということになりますが、先ほどから災害の多様化というものもありますが、日々の現場活動もやはり消防団の活動を地域の皆さんに知っていただくためには、防災訓練に出ていただいたり、普通救命講習のサポートをしていただいたり、あるいは消防学校で研修もしていただきまして、これは災害の費用弁償ではないんですけれども、それなりに半日とか１日で活動していただいているものは、それは報酬の中に

含まれているのであれば対象にならないですけれども、そこはこの「訓練・警戒等」の「等」に入るのかどうかというのが、細かい話になりますが、こういうふうに思いました。

最後に、論点のところではありますが、私も今回、出動手当が改正されることで、もちろん団員さんのほうから、団長さんのほうから、報酬が欲しくて消防団に入ったわけではないという意見を多くお聞きいたしました。しっかり個人にわたっていくという中で、消防団の団、あるいは分団そのものの運営が大変厳しいという意見も聞いている。といいますのは、飲食代を区別することは当然として、災害が多様化して、避難所運営とか、あるいは地域のイベントに参加をしたり例えば火災予防で地域の防火ビラを作ったり、啓発の看板を作ったり、様々なことを分団にさせていただくことが消防団のやりがいと活性化につながっており、現場活動だけしてもらっているわけではない。そういう意味で言いますと、本来、局や消防署がやるのではなく、消防団、分団が自主的にいろいろなことを考えてやるのが非常に活性化しています。女性がまとまって防火指導で「すみれ隊」というのをつくったり、回ってもらったりしていますので、そういう意味での分団の運営費をしっかり見てあげることが両立した議論であります。この主な論点の資料1－2のところに、消防団員の個人の処遇ばかり書いてありますが、やはり消防分団といいますか、団の運営について、この2の広報の充実もありますけれども、そうしたものも並列して書いていただくことが、恐らくこの報酬、手当の改正の中で各団員さんの受け取りも、あるいは団長、分団長の今後のこともフォローできるのではないかとこのように思っております。

以上です。

【室崎座長】 どうもありがとうございました。大切なポイントを御指摘いただきました。

たくさん御指摘がございましたので、全部私が復習するわけにいかないんですけれども、後ろの意見から申し上げますと、団員個人に対する報酬と、団の運営費というのを例えば区別をして、二本立てで支給をするような仕組みが要るのかもしれないということかもしれません。

それから2つ目のというか、最初からずっと言われていたのは、やっぱり活動内容で1日1回というような区分けがいいのか、2回出動することもあるし、それから、時間がそれぞれ違うし、放水するかしらないかで差がつけられないのではないかとこのようなこともございますので、活動内容とか、活動時間だとか、そういうものに応じた手当の額の決め方をしたほうがいいのではないかと、最初に言われた千葉の御意見と一緒に、千葉も今、時間で手当の額を変えられているので、単に時間というもので手当を変えるというようなこともい

いのかもしれないんですけれども、いずれにしても、活動の内容とか、活動の時間に見合ったというか、その辺の単価の決め方をもう少しきちんと整理したほうがいいのではないかなという御意見だというふうに思いますが、大体そういう理解でよろしいでしょうか。

【山内委員】 結構です。

【室崎座長】 ありがとうございました。

そうしますと、荻澤さん、おられましたら、御意見をいただきたいと思います。

【荻澤委員】 消防庁の荻澤でございます。事務局と多少重複するかもしれませんが、述べさせていただきます。

まず、多くの皆様からいただいた、財源の明確化という点でございます。これについては、引き続き御議論いただければというふうに思いますけれども、現在でも普通交付税、措置の仕方でございますが、例えば人口10万人であれば、消防団員何人という標準的なモデルをつくって積算しておりまして、例えば標準的な団員数よりも2倍を超えるような多くの団員さんを確保されているようなところ、当然、報酬も運営費も多く要するということになりますので、それについては普通交付税のほかに特別交付税という形で、市町村長さんには、より分かりやすい形での財源措置制度が組まれているところでございます。

今の御議論の中心になっています出動に伴う報酬につきましても、今、現状としては、普通交付税で積算されている額を超えるようなものというのはなかなかないわけでございますけれども、額を上げていただく、また、東日本台風でございますとか、30年の西日本豪雨、大変な出動回数があるところでございます。そういう集中的に災害の出動があるようなところ、当然、普通交付税で賄えないわけでございますので、そういうような実績を積み上げて特別交付税で同様に団員数がより多く確保されている団体を特別交付税で措置されている、そんなものを参考に議論していけるのではないかなというふうに考えているところでございます。これについては、ぜひ引き続き御議論いただければと考えております。

以上です。

【室崎座長】 どうもありがとうございました。

ちょっと私がきちんと確認できていないんですけれども、まだ御発言されていない方、おられますでしょうか。

では、2回目というか、なおこういうことを申し上げたいというような御意見がございましたら、もうしばらく時間がございますので、御意見を伺えればと思います。いかがでしょうか。

事務局、さらに何か付け加えたり、御説明いただくことはございますでしょうか。

【秋本委員】 よろしいでしょうか。

【室崎座長】 秋本さん、どうぞよろしくお願いします。

【秋本委員】 いや、話がだんだん広がってきまして、私もそれによってお話をさせていただきたいのですが、日本消防協会では、こういう報酬、手当の問題以外に、「総合的な処遇の改善」という言葉をこれまでも使わせてもらっております。実は5年前からやっておりますのが、「全国消防団応援の店」というものをやっています、「消防団だね、じゃあ、うちの店、ちょっとこれをサービスするよ」といったようなことをやってくれる店が、今、全国で4,700店ほどになっておりまして、お金の面でそれがすごいお金になるということではないんですが、やっぱり「消防団、御苦労だね」というお気持ちが伝わってくるというところで、それも皆さん、喜んでいただいているのではないかと思います。

こういったたぐいのことも含めて、「総合的な処遇の改善」ということをもっともっと進めていく。そして、そのことは万が一殉職とかといったようなことになった場合にも、お子さんの奨学金はきちんと差し上げるとか、広く「総合的な処遇の改善」ということで進めてまいりたいと思っております、こんなことはいろいろお話をするうちに、だんだん広くなってくるんですけれども、そういう努力も続けてまいりたいと思っております。よろしくお願いいたします。

【室崎座長】 どうもありがとうございます。

処遇の改善も含めてというのは、ひょっとしたら、4月以降の後半のところで引き続き議論していただければありがたいのかなというふうに思っています。

いずれにしても大切なことは、やっぱり消防団に対する社会的な感謝の気持ちみたいなものをどういう形で社会全体として表現していくのかというのが、この報酬の問題もそれに関わっていると思いますので、ぜひそういう社会全体で消防団に対してしっかり理解を深めていくような取組、後半で広報活動も多分それとも少し関係すると思いますので、そういう議論もしないといけないという御指摘だと思います。どうもありがとうございました。

そのほか、何か御意見等ございますでしょうか。

【太田委員（代理：竹内防災課長兼防災監）】 すみません。東伊豆町の竹内です。よろしいでしょうか。

【室崎座長】 竹内さん、どうぞ。

【太田委員（代理：竹内防災課長兼防災監）】 報酬・手当という形で、今お話がされて

いますが、資料4の5ページで見ていただければ、税法のことがあります、本町につきまして、年額報酬は報酬で支払っています。出動手当等については、一般のところでは、と、諸手当で払っています。その理由としましては、この抜粋の28-9の1号、2号を充ててやっています。この中で言いますと、出動手当、警戒手当、訓練手当等での回数に応じて支給されるものについては、所得税法上は税金の対象にならないことになっていますので、この辺を消防庁で明確にいただければ、わざわざ先ほど言った報酬に入れて税金がかかるとか、そういうことはなくなるかというふうに考えていますので、またその辺、事務局のほうで検討をいただければと思っています。

分団等の運営費についてであります、座長のほうからもありましたように、運営費の内容を精査した中で、行政が負担すべきものと、個人にかかるものを明確にした中で、どういう運営費が必要になるのか。市町村が負担する、また国のほうで支給していただく運営費がどういうものがあるかというのを議論していただいて整理をしていただいたほうが、今後、個人支給になっていない消防団については、それが明確化になることによって個人支給につながっていくと思っています。その辺、よろしくお願ひしたいと思います。

以上です。

【室崎座長】 どうもありがとうございました。

今の竹内さんの御意見に対して、事務局から御回答なりございますでしょうか。

【名越室長】 よろしいでしょうか。

【室崎座長】 はい。

【名越室長】 事務局の名越でございます。

まず、税金の件につきましては、今まで総務省の消防庁が費用弁償ですということで条例上も整理しておりましたので、国税庁に対しても我々としてもそういうふうに申し上げてくる中で、年額報酬のほうは別にしてですけれども、団長さんとかの高い5万円を超える年額報酬を頂いている方は課税されておりますが、それ以外の普通の団員さんの年額報酬だとか出動手当については、基本は課税されていないのかなというふうに思います。

ただ、やはり法的な性格をもし変えるというふうな議論になりましたときに、今の所得税法上の基本通達、見ようによっては出動の回数に応じて支給されるものというものに含まれ得るような気もするんですが、やはりそこら辺の整理を国税庁さんのほうにしないといけないのかなというふうに思っておりますので、まだちょっと時間の関係もございまして、国税庁さんとそこら辺の話はできておりませんが、またお話をし、そこら辺のことを整理

したいと思っております。

あと、団の運営費の内容についてでございます。実は今日、資料2で御報告いたしました
が、消防団の活動の実態調査ということで報告させていただきました。実は結構いろいろ聞
いているところがございます、資料2の1ページを御覧いただければと思うんですけれ
ども、消防団の運営費等というものについても調査をしております、団体によって消防団
の運営費と言っているところもあれば、団の交付金という呼び方だとか、団の補助金とい
ふいろいろな呼び方をしていると思うんですけれども、ここにもいろいろな項目が入っ
ているのかなというふうに思っております。その中で個人の報酬だとか、出動手当につい
ても、団の運営費の中に入っている団体もございますし、それはそれでまた別途分けて団にお
支払いしているとか、かなり実情が様々なのかなと思っております。

ただ、先ほど、東伊豆町様からお話がありましたように、個人が報酬をもらう中で、これ
は個人の報酬の中で準備すべき備品みたいなものだよねというものだとか、そうではな
くて、やはり団が市町村からちゃんと予算措置を受けた上で準備すべきもの、例えば消防
団の車の赤いポンプ車とかのガソリン代だとか、必要な資機材につきましては、これは本来、
市町村で予算化をして支給すべきものだと思いますので、そこら辺の考え方につきまして
も、また実態調査の分析なども踏まえまして、次回、もし可能であれば、その結果なり、考
え方をお示しできればなと思っております。すみません。まだ第2回の資料を用意する
だけで精いっぱいございまして、確実に第3回で出せるかというのは、ちょっとまだ確定
的なことは言えないんですけれども、いずれどこかの回でそういった御議論をしなければ
いけないのかなというふうに思っておりました。

また、何人かの方からお話がありましたけれども、消防団のボランティア的な性格のお話
があって、そういったところから、社会全体が上げていくべきではないかというお話とは別
に、消防団員の方からは、そこまで上げなくてもいいのではないかというふうな、安達さん
のお言葉とかもあったと思うんですけれども、やはりボランティア性の部分から起因して
いるのかなと思っております。

ここの部分を考えるに当たりましては、今日は主に出動手当を中心にお話しさせていた
だいたんですけれども、次回予定しております年額報酬の額をどうあるべきかということ
も、また別途議論しないといけないと思いますので、ボランティア性の話とかにつきまし
ても、そこの部分でもし可能であれば、そこも含めて議論できるような資料を御用意でき
ばなというふうに、今、担当レベルでございますが、あくまで私以下のレベルでございますの

で、消防庁としてのオーソライズされたものではございませんが、そういったことも今考えながら、次回以降、やっていきたいなというふうに考えております。

以上でございます。

【室崎座長】 どうもありがとうございます。

僕は、多様な意見というか、いろいろな角度から検討しないといけないので、すぐにこうあるべきと結論を出すのではなくて、3月まであまり時間がないですけれども、いろいろな方の意見を総合的に聞きながら、しっかりまとめていくというスタンスがいいんだろうというふうに思いますので、今日出た課題につきましても、消防庁さんのほうでぜひいろいろな角度から整理をしていただいて、次回にまた提案を出していただければありがたいなというふうに思いますし、各委員の皆さんにつきましても、今日、話し切れない部分がありましたら、遠慮なく消防庁のほうに、この後でも御意見を出していただいて、いろいろな意見が反映されるようにぜひしていただいて、最終的にはこれはみんなが納得しないといけないと思いますので、よろしくお願いいたします。

重川さん、おられますか。今まで聞いておられて、重川さんはずっと消防団を見てこられたので、何か追加のコメントがありましたら、よろしくお願いいたします。

【重川委員】 いえ、皆さんがおっしゃられたこととおりで、これ以上はないです。

ただ、やっぱり今の時代というのは、次のテーマにもなるんですけれども、いろいろなものが明文化されていない。自治体、あるいはいろいろなことで差が大き過ぎるとか、そこら辺はやっぱりこれからそぐわないだろうなと。だから、1回とは何なのかとか、運営費とは何なのかとか、あるいは、出動に応じた報酬の出動の内容というのはどういうものなのか、何でもかんでも明文化する、形式化するというのは非常に難しいと思うんですけれども、やっぱり不明瞭な部分がすごく多くて、個人の善意とか、そういうもので何とか保ってきたんだけれども、そこら辺を少し、誰が見ても同じ基準でというものを目指した体系になっていければすごくいいなというふうに思っています。

以上です。

【室崎座長】 どうもありがとうございました。

まさにそういうところだと思いますので、もう少しきちんといろいろな交通整理をしていただかないといけないのかなと思っております。どうもありがとうございました。

そのほか、何か御意見、どんな御意見でも結構ですので、御意見がございましたら、よろしくお願いいたします。

特にございませんでしょうか。

荻澤さん、何か追加ございますか。消防庁としての立場として何か御意見がございましたら、お願いします。

【荻澤委員】　今回は出勤に応じた手当、報酬を中心に御議論いただきましたけれども、全体の団運営に要する経費をどうするのかというのと裏腹の問題のような気もしますので、そこはぜひ次回以降、御議論いただければというふうに思います。

また、支給の方法のところで、冒頭、東伊豆町さんのほうから、これ自体、支給の事務量というものも考えなければいけないという御意見、大変印象に残りました。私どもも、どういうふうにできるのか、いろいろな事例を勉強したいと思いますけれども、消防団の方々が交付金を預かって、それぞれの団員に配らなければいけないと、これ、一見すると、この事務量、見えなくなってしまうそうなんですけれども、実は消防団の方にそういう御負担が生じている可能性もあるのかなと。そういうところもいろいろな方々から御意見をいただきながら議論できればというふうに考えております。引き続き、よろしくお願いいたします。

以上です。

【室崎座長】　どうもありがとうございました。

そのほか、特に御意見ございませんでしょうか。

よろしいでしょうか。

今日、細かなところではいろいろ御意見があって、宿題もたくさんいただいたんですけれども、1つは、支給方法について言うと、基本的には個人支給ということベースにしながら考えていく。その際、団の運営の運営費をどうするのかというところが宿題で残っておりますけれども、これはまた次回に検討するという事で御理解いただきたいと思います。

2つ目は、基本的には出勤手当というものの考え方で、きちんと手当を払っていくということなんでしょうけれども、まさに出勤の形態が非常に様々で多様化していて、まさに消防団の活動の多様化というところもあるので、京都市の消防局長さんが言われていましたけれども、何か本当に市民の啓発のために、ビラというか、チラシを作ったり、資料を作ったりするというような、そういうところまで活動が広がっているので、その活動の広がり、多様化に応じて、これは最後の重川さんの意見もそうなんですけれども、個々の出勤とは何かとか、どういう形態だとかということも、もう少し細かく決めて、単価というか、基本的な手当の額を決めるということも必要だろうというふうになったと思っておりますので、そういう方向で進めていただければというふうに思っています。

あと、いろいろ御意見あろうかと思えますけれども、繰り返しになりますけれども、今日お話できなかったことにつきましては、事務局に御意見を上げていただければありがたいと思います。

ちょっと時間が早いんですけれども、事務局にお返ししてよろしいでしょうか。

【鈴木課長補佐】 室崎先生、どうもありがとうございました。また、委員の皆様も、お忙しいところ御出席いただき、活発な御意見、御議論をいただきまして、誠にありがとうございました。

今回は、また皆様の御都合をお伺いしながら、こちらのほうで、また開催方法も、今回は新型コロナウイルスの関係で全面オンラインとさせていただきましたが、次回どうなるかも含めて、世情も鑑みながら、開催日程、開催方法につきましては、事務局より御案内をさせていただきたいと思います。

それでは、以上をもちまして、第2回消防団員の処遇等に関する検討会を終了させていただきます。本日は、どうもありがとうございました。